

令和7年度静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金



静岡市は、持続可能な物流の実現に向けて、
生産性向上やドライバーの労働環境改善に
積極的に取り組む市内中小貨物運送事業者を支援します！



対象者

次の全てを満たす貨物自動車運送事業者(※)

- ① 申請日において貨物自動車運送事業法に基づく
貨物自動車運送事業の営業の実態があり、引き続き営業を継続する意思があること。
- ② 営業に必要な許認可等を有していること。
- ③ 静岡市内に営業所を有する中小企業等又は個人事業者であること。

(※)貨物自動車運送事業者

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。)第3条の一般貨物自動車運送事業者、
同法第35条の特定貨物自動車運送事業者

対象事業

物流改正法に伴い設けられた規制的措置等に対応するために実施する生産性の向上や事業の高度化に資する次の事業

※令和6年度に実施した事業とは異なり、補助金交付決定後に実施した事業が対象です。
補助金交付決定前に実施(契約・発注・購入等)した事業は対象外です。

対象事業		導入するシステム等の例
①	業務効率化に資するシステム・資機材・設備の導入	運行管理システム、自動点呼システム、契約書書面化システム、在庫管理ソフト、配車受発注管理サービス
②	積載効率向上に資するシステム・資機材・設備の導入	配車計画システム、求貨求車システム
③	荷待・荷役時間の削減・把握に資するシステム・資機材・設備の導入	デジタルタコグラフ・標準仕様パレット、カゴ車、伝票・検品レス化(検品ソフト)、テールゲートリフター

※納入場所は市内営業所等に限る

補助率

1/2以内(千円未満切り捨て)

補助金額

上限200万円

申請期間

令和7年6月23日(月)～10月31日(金)17時まで(必着)

申請方法

郵送、持参又は電子申請

(〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎5階 静岡市役所 産業政策課 企画係)

その他

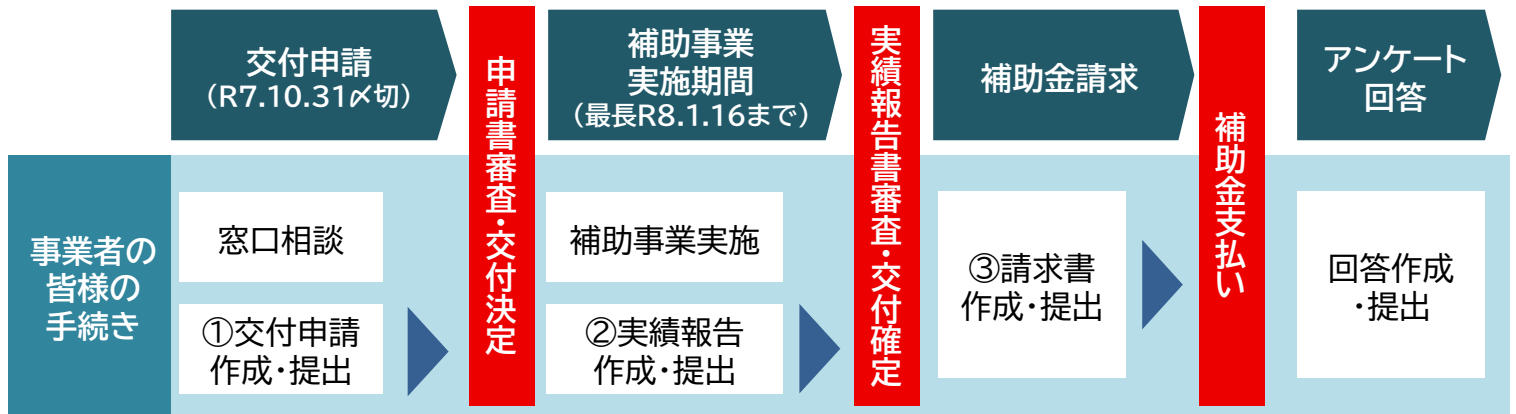
- 対象事業の複数を組み合わせた申請も可能です。
- 交付申請は「**1事業者1回限り**」となりますのでご注意ください。
(令和6年度に申請した事業者が令和7年度に再度申請することは可能です)
- 別途、国・県・(公社)全日本トラック協会・(一社)静岡県トラック協会等から補助金等の交付を受けている場合、その補助金額に相当する額は補助対象となりません。
- 消費税は補助対象となりません。
- 予算に限りがあるため、申請期間中でも受付を終了する場合があります。
- 実績報告書の提出期限は令和8年1月16日(金)17時です。**
- 実績報告期限は、計画事業の実施、納品、支払をすべて完了した上で必要書類を作成し、提出していただく期日ですので、余裕を持ったスケジュールで実施してください。

本補助金の詳細については、市HPにてご確認ください

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013064.html>



申請の流れ



(注)補助金の交付決定後に、交付申請時に予期せぬ事情等により、事業計画書や収支予算書等に変更が生じた場合は、変更後の事業を実施する前に、下記の静岡市産業政策課へご連絡ください。

申請書類

【①補助金交付申請時】

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)(※)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・支出に係る見積書一式
- ・営業実態が分かる次のいずれかの書類
営業許可書等
法人の場合は法人登記事項証明書の写し
個人の場合は確定申告書の写し

【②補助金実績報告時】

- ・実績報告書(様式第7号)
- ・事業実績書(様式第8号)(※)
- ・収支決算書(様式第9号)
- ・支出に係る納品書、領収書一式

【③補助金の請求時】

- ・請求書
- ・口座が確認できるもの
(通帳の写し等)

(※)効果検証について

- ・補助事業による生産性向上の効果を検証するため、事業計画書に現状値・目標値を、事業実績書に実績(見込)値を記載してください。
- ・原則として、現状値には申請時の直近期末、目標値には補助事業完了後2年以内の決算期の売上高等を記載してください。
- ・目標に定めた決算期を経過したら、実績値を記載したアンケートを回答していただきます。

相談窓口

生産性向上に向けた経営相談対応や、申請書類作成・補助事業実施を支援するため、中小企業診断士による相談窓口を設置します。

名 称: 静岡市物流生産性向上相談窓口

場 所: 静岡市役所 清水庁舎 5階(静岡市清水区旭町6-8)

開設時間: 9時~12時、13時~16時(平日の月水金のみ)

連絡先: 054-354-2290



こんなことをご相談ください!

- 事業計画書・事業実績書をどのように記載すればよいかわからない…
- 目標の設定方法は? 効果検証はどうやればいいのか?
- 取組を始めたけどなかなか成果があがらない…

など

※ 対面・オンライン相談をご希望の場合は、下記の産業政策課へ事前予約をお願いします。

※ 持ち物: 直近の決算書、賃金台帳等の従業員数・労働時間のわかる資料、(もしあれば)見積書

※ 来客対応中など、開設時間であっても電話がつながらないことがあります。

その際は、下記の産業政策課へお電話ください。

相談予約・ 制度に関すること

静岡市役所 経済局 商工部 産業政策課 企画係
Tel: 054-354-2185

申請書等にご記入いただいた情報は、補助金交付事務や事業評価等の分析にのみ使用し、申請者を特定できる形で第三者への提供や公開は行いません。